

令和7年度 名張市男女共同参画推進審議会 会議録

日時：令和7年10月3日（金） 午後2時～

場所：名張市役所 4階 404会議室

<出席者>

公募委員 澤田 二郎
イーナバリ株式会社 杉岡 雪子
名張市地域づくり代表者会議 西岡 一三
元皇學館大學教授 池田 久代
ジャーナリスト 細見 三英子
名張市人権センター 川岡 加寿子

<事務局>

副市長 出江 良隆
人権・男女共同参画推進室 室長 藪本 真治、係長 山下 眞珠、主任 桑原 沙也加、
室員 保田 謙吾

1. 開会

（事務局）皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今より令和7年度名張市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。なお、田中委員と牧田委員はご都合により欠席となっております。本日の会議は、委員8名中6名のご出席をいただいておりますので、男女共同参画推進条例施行規則第11条の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。また、会議は公開とさせていただきます。議事録作成のため、音声の収録をさせていただきますことをご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきたいと思います。初めに細見会長より、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

2. あいさつ

（細見会長）細見です。早いもので、前回の審議会から1年が経ちました。今回も、有意義な会議になるよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3. 委員の紹介

（事務局）続きまして、今年度初めての開催ということで、初めての方もおられますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

4. 諮問

(事務局) 本日は、令和8年度で満了いたします、名張市男女共同参画基本計画の策定にあたり、諮問をさせていただきたい関係で、本市の副市長が同席させていただいております。

(出江副市長) 皆さま、こんにちは。委員の皆さまには、日頃から男女共同参画の施策の推進に、色々ご協力いただきまして誠にありがとうございます。私も、この4月から名張市の副市長として就任しまして、名張市は良いところが色々あると思っております、本当に住みやすいまちだと感じております。男女共同参画の面でも、発展していくことが必要と思っておりますので、引き続き、ご協力の程よろしく願いいたします。

(事務局) それでは、事項書4番の諮問に移りたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

【諮問】

(事務局) ありがとうございます。ここで、副市長は次の公務がございますので、この限りで退席させていただきます。

(副市長) よろしく願いいたします。失礼いたします。

(事務局) 議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料につきましては、皆さまお持ちいただいておりますでしょうか。

資料1-1が令和6年度の実績報告書の概要版になります。資料1-2が本冊となっております。資料1-3が令和7年度の実施計画です。資料2-1が男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告、資料2-2は事業所調査の結果報告、そして資料2-3が調査結果からみた課題をまとめたものとなっております。資料3-1が第3次基本計画の作成に向けてのスケジュール、資料3-2が、第3次計画の策定に向けた章立てになっております。資料4-1が令和5年、6年度の相談件数、資料4-2が男女共同参画の今年度の事業計画になります。そして、申し訳ございません。机の上に置かせていただいたものが、資料1-2の、令和6年度報告書の23、24ページ、具体的施策48と49に追記事項がございましたので差し替えたものがございます。それと今年度実施する事業のチラシを2枚と、男女共同参画「つうしん」を置かせていただきました。過不足はございませんでしょうか。

それでは議事に移りたいと思います。細見会長、進行のほうよろしく願いいたします。

5. 議事

(会長) はい。先ほど、副市長から諮問を受けましたが、これは、名張市の現在の男女共同参画推進計画が令和8年で満期の10年目を迎え、新たな10年間の計画を作るために、この審議会でも色々討議してくださいというお願いです。私たち委員がこの諮問を受けて、今年、

市民意識調査、事業所調査結果を踏まえて、新しく基本計画を作るということです。2、3回議論するんですよ。

(事務局) はい。

(会長) 庁内でもしていただいているということでもよろしいですか。

(事務局) はい。

(会長) はい、今の儀式、諮問というのは、そういうことです。新しい委員の方もおられるので、前もってお伝えしておくべきでしたね。

それでは、改めて始めたいと思います。今回は資料が多いのですが、資料 1-1 と、1-2、1-3、これは 2024 年度の具体的な施策の評価ですね。今から、事務局より説明を受けて、私たちが感じたことなどを話し合う、こういう形にしたいと思います。では、お願いいたします。

【事務局説明】

(1) 男女共同参画基本計画にかかる具体的施策の実施状況について【資料 1-1、1-2、1-3】

(澤田委員) これは、慣れるまでに時間がかかりますよ。15 分くらいかかります。

(事務局) 15 分で見ていただけたら、有難いくらいです。

(会長) さて、それでは、資料 1-1、この概要版を中心にしながら、ちょっと深掘しようと思えば資料 1-2 を読むという形で、議論なりをお願いしたいと思います。A B C 評価、男女共同参画の視点に立った形で、A B C 評価をするという、私たちが何年もかかって作り上げた評価方法です。

(西岡委員) 見ただけでもぞっとしました。これはちょっと、頭の中に入れるのが大変だなと思って。

(会長) 私たちも再確認しようと思ひまして。これを、三つの視点で評価をするということになりまして。これは庁内の、各担当にお願いをしていることです。よければ A、B、まったく配慮できていなければ C という評価にして、ぜんぶ見てもらっていたんです。前回議論になったのは、この評価方法は難しすぎるということでした。もっとシンプルにできないのかと。しかし、せっかく作り上げた評価方法なのでなんとかできないものか、名張独自だから庁内で、この A B C でいいのか確認してほしいと前の会議でお願いをしたと思うんですが、これは難しいとか、手間がかかるとか、そういった話はなかったでしょうか。今

のABCの評価で、今からの10年間も行くのでしょうか。

(事務局) その点につきましては、全ての担当室に確認できたわけではないのですが、きいて参りました。各担当室の反応としては、正直わかりにくいと感じている担当も多いようでした。実際、具体的施策の進捗状況について、実績報告の依頼をした時に、この視点評価というのはどういうふうに考えればいいのかという質問も、毎回受けております。また、視点評価を理解している担当室につきましては、もう男女共同参画に関する視点は十分にもっていると考え、多くの担当がA評価をつけているというふうに感じております。

(会長) ということは、現場の方の努力で、ABCの三つの評価が出ているわけですね。この評価について、わからない室には説明をするわけですね。

(事務局) そうですね。ただ事務局から積極的に説明しているわけではなくて、質問が来た場合にしております。今回の、この第2次男女共同参画基本計画が終わるまでは、この視点評価でいきたいということで、私たちは説明をしております。と言いますのも、前回、審議会委員の皆さままでお話しただいて、この視点は大事で、まずこの男女共同参画の視点がないと、事業は果たせないということを、強く教えていただいて、それができていない時期もありましたので、それをまず全担当室に周知をいたしました。ただ、担当室も人事異動で人が変わるので、やり方などがわからない、この説明文を一生懸命読んで、なるほどそういう視点で評価するのかと理解して、わからなければ事務局に確認の連絡がきます。その中でほとんどの担当室は、もう男女共同参画の視点での取組はできている、私たちは男女共同参画の視点を持って事業を進めていますということで返答をもらっています。そこができていないという担当室が、今回の報告では一つだけということで先ほど報告させていただきました。

(川岡委員) 私はもう6年くらい、この審議会に参加させていただいておりますが、毎年しっかりと報告書を読んでおります。1年目の時はわからなくて、熱心に読んで勉強もして、いま澤田委員が仰ったように、私もだいぶ書き方のわけがわかってきたのですが、いま仰っていただいた、男女共同参画の視点を持っている、視点を持って行っている、それでいいのですかという話なんです。第2次の基本計画に従って、いまは取り組んでいただいていると。そして、先ほど会長が諮問を受けていただいたように、次は第3次の計画を策定しようとしている、その大事な段階にあって、去年度も会長が口火を切っていただいて、色んなご意見もいただいて、このままの評価でもいけるのかという、変えなくてはいけないのかと、私はもう一度、この会議が始まる前に、ホームページに掲載されていた去年の会議録をすべて、2回読みました。色んな意見が出たけれども、今は第2次計画が終わろうとしているので、終わるまでは視点評価で行きましょうという結論に至って、今日を迎えたと思っています。この流れをもって、この説明も、この内容も、ここまではしかるべきだと思います。ですが、やはり何度読んでも、その計画に基づいた実績、成果があるのかないのか、ここか

らは読み取れないんです。それが、一番のくせ者で、配慮しているかという、ここにあると思います。だから先ほど事務局が仰ったように、視点を持ってやっているからOKなんだ、だから今としては到達点に達しているんじゃないかという行政側のお答えかと思います。そこまで来ているのは、よくよくわかります。A評価が、事業の実施結果として良いという意味ではないということ、そこまで意識を高めて、事業にあたっただいただいていると。そうすると、今度はもう第3次計画に向かって来年度、再来年度は新しい計画になりますので、今日はその新しい計画の章立ても出ていますが、思い切って来年度だけ成果を見てはどうかと思うんです。あくまで私の意見ですので、必ずそうしてほしいというわけではございません。例えば、配慮なんていうもの、そこに十分気を付けているだとか、心を配っているというのが配慮ですから、例えば、Aは十分な成果をあげた、Bがある程度成果をあげた、Cが成果をあげなかったの見直しが必要である、こういうことが次の3次計画に活かされていくと思うんです。いま見にくいのは何故かということ、ABCの値の幅がわからないということなんです。どこまでいったらAで、いかなかったらBなのか、非常にわかりにくいので、例えば8割以上の成果を上げればA、4から7割だったらB、0から3割ならCなど、値を入れてみてはどうかと思います。そうすれば我々、審議会委員も、判断しやすくなると思うんです。行政の方も非常にお忙しいと思うので全体を変えるのは難しいですが、せめてそこだけでも変えられたら、いけるのではないかなと、自分が事務局側の担当者だったらどうするかと想定もしながら、考えました。やっぱり、配慮だけではなくて、目的があって、対象があって、そして効果を出したと、この事業の影響度はこうであったと、それを各々の担当室の評価をしないと次の計画は生まれえないと思うんです。その辺り、一歩踏み込んでいく必要があると思います。

そしてもう一つは、例えば資料1-2の4ページですが、ちゃんと左側が令和6年度の事前評価、右側が令和6年度の事後評価としてある。左が事業計画、取組計画としていただいている。右側は取組実績と書いて、課題も書いていただいている。ここまでしているのに、個別評価は配慮評価である。そしてその一番右側から二つ目ですが、各視点において十分配慮していますと、ほとんどがこう書いてあります。数えてみましたが、105項目中8項目だけはAであっても細かい記述がありました。やはり、この詳細な記述は必要ではないでしょうか。9割10割できていても、各室でそれなりに課題はあるでしょうし、次の計画への移行の段階はあると思うので、ここは十分配慮していますだけでなく、なんらかの課題、課題の項目があるのだから、もう少し記述があれば、見る側にもっとわかりやすいかと思います。そうすると、第1次評価はそれぞれの担当室であって、第2次評価を事務局が、第3次評価を我々審議会委員がしている、ということは第2次評価をする事務局にとってもわかりやすいのではないかと思うんです。あくまで、私の案です。

(会長)一つ教えていただきたいのですが、数字を出したらどうかということがあって、それが一つの案ということで。それから、成果をあげた、成果をあげられなかった、という項目を、三つくらいあげておられましたね。それは、三段階は成果を上げた、なんでしたか。

(川岡委員) 十分な成果をあげた、ある程度成果をあげた、成果をあげられなかったため事業の見直しが必要の三つかと考えました。その事業に取り組んでいて成果があげられなかったということは事業の中身や、宣伝配布の仕方とか、対象を変えるなどの見直しが必要かと思えます。

(会長) わかりました。配慮については大体いけていると。しかし、これから10年間、また配慮でいくということになると、やはり困りますね。やっぱり、具体的な成果をアップしたいという10年になるかと思えます。その時のひとつの指針として、川岡委員が仰ったような、成果をあげたか、だめだったか、その理由なりを、今後のポイントという形で入れるということに、してもいいかもしれませんね。

(事務局) 私どもが考えておりましたのが、去年この議論になった時に、第3次計画はどう評価をしていくのかが一番の議論でありました。その中で、正に仰るとおり、視点評価ではなく、実際に事業ができていくかという実績の評価、他の基本計画でもそうなのですが、できなかつたところを書いて、そこをどう改善し進めていくかという形で書いています。来年度からというご意見もいただきましたが、今の第2次計画が終わるまでは視点評価でさせていただいて、この審議会の中で議論していただく中で、評価方法をどうするか決めさせていただけたらと思っています。

(川岡委員) 質問してもいいですか。資料1-2の1ページの3番、評価の集約というところに、人権・男女共同参画推進室と書いてあって、その一つ目に実績値より計画の進捗状況の把握って、前からずっとあるんです。不思議に思っていて、私たち審議会委員に出していただく時には配慮で終わっているけれども、第2次評価では実績値というのが出ていて、進捗状況がわかるということなのでしょうか。

(事務局) 数値目標の実績の数値を把握して、進捗状況の把握とするというふうに考えております。ですので、委員の皆さまが知り得た以上の情報を、私たちが持っているというわけではございません。実際、数値目標は毎年、意識調査の項目以外のものは、例えば時間外勤務時間や出産休暇の取得率などは毎年出てきますので、実績値を計れるものは数値目標としてあげております。

(川岡委員) では、進捗状況という文言であるけれども、進捗状況ではなく、ABCの配慮の評価であるということでしょうか。

(事務局) いえ、これはパーセンテージ、数値目標のほうです。ABCの評価のところに入れている担当室もあるかと思うのですが、委員の皆さまからはなるべく細かくほしいとご希望をいただいておりますので、そちらにも入れてほしいとは伝えてはありますが、こちらの数値は、数字で追える部分を入れております。

(川岡委員) なるほど、ABC の評価とは別なんですね、わかりました。

(会長) いま気づいたんですが、その数値目標も評価の時に現場に入らないといけませんよね、これから。

(事務局) そうですね。

(会長) 配慮評価はあるけれども、数値目標に対してどうだったかという評価も入れていくということですね。

(事務局) はい。おそらく、例えば男性職員の配偶者の出産休暇の取得率などは、資料 1-1 の本冊にも入ってくる数字でございますので、カバーはできるかと思います。

(澤田委員) そういうのは割りと、数字で出ているとわかりやすいのですが、先ほどの資料 1-2 の 4 ページ。その前に、これは担当室の人が自分で仕事をやって、これは A だ、B だという評価をするわけですね。だから、例えば、4 ページのところで上映会のことを書いていただいておりますが、これは今までやったことがないことを、やったとしたら、頑張ったなどという気持ちで A 評価になるとと思いますが、毎年やっていると、そんな気持ちにはならないのではないかと思います。1 回だけで、それでいいのかという気がするんです。

それとその下の、男女共同参画つうしんですね、これも、どの程度を出して、例えば作成後、名張の各市民センターにも配っていますよね。それで読まれているかという問題が凄く大きいんですが、それだけで、よくやったと思って A にしたのか、その辺が、ちょっと疑ってしまいます。担当者の感性になってしまいますからね。私もどっちかっていうと、いい加減なほうだったので、A にすると思います。もっと慎重な人や、意欲がある人なら、B にして、来年はもっと予算をとって 2 回、3 回実施しようとかね、そういう前向きな方がいるのかというね。突き詰めるとそういう話になりますよね。だからこの、文章だけで A というのは、評価が甘いなという印象を受けたんです。確かに A で収まっていますけどね、一つ一つをよく見たら、傍からというか、市民から見たらちょっと、評価、認識が甘いという気がしました。

(会長) まあそれは、事務局が各担当にきいて、その結果がこの会議に来ると。ここへ来て、澤田委員が仰るように、評価が甘いということになれば、変えるという、一応そういうシステムになっています。

(事務局) 仰るとおり、次に作る場所は、何をしたか、何ができていないか具体的に、何回やった、いつやったなどの細かいことも入ってくる形になりますので、そこは今回は、申し訳ございませんがこの第 2 次計画が満了する 1 年間だけは、若干の言葉の変更はできる

かと思うのですが、ご了承いただければ幸いです。

(会長) では、そういう形でやっていくということですね。

一つだけ、なかなか良かったと思うことがありまして。B評価がありましたよね、概要版の2ページで、唯一のB評価。それはなぜかという、委員の選出について、関係団体の充て職となっているため、男性委員数が多くなるものの、女性委員のさらなる登用が求められますということ。このエクスキューズは、充て職だからということと、担当室は言いたいわけですね。充て職だから、女性を増やしたいという配慮はあるけれども、思うようにいかなかったということ。Bになっているということが、わかりやすいです。善意でとれば充て職というのは、なんとかせねばならないと、この担当者は考えていると思うんです。その部分を、担当部局で、条例を変えるとか、そういうような方策にもって行って、評価をAにするというのが本当は、数値も上がるしいいと思うんです。正直にBと書いてもらったので、そういう問題に気がつきます。これはとても良いことです。

(事務局) ありがとうございます。それについて少し、補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。先ほど条例を変えるなどの方策、と仰っていただきましたが、事務局からも、それができないのか担当室に確認を取りました。条例を変えるということですが、地域防災会議委員は災害対策基本法に基づいて定められているため、それに倣うと、どうしても充て職が多くなってしまいます。そのため、例えばクオータ制の導入などは難しいということでした。

(杉岡副会長) 難しい、物理的にできないというのであれば、なぜ目標として掲げられているのでしょうか。

(池田委員) そこについて、私もマークしてきたんです。まずこの、充て職という言葉について、充て職とは具体的にどういうものなのかがわからないんです。兼任とか、その、中のシステムであると思うんですけどね。選出においては関係団体の充て職となっている、これは理由ですよ、そのため男性委員数が多くなっていると書いてあるので、いや、どういうシステムなのかなと思ひまして。充て職って、普通に考えたら、内輪でポストを充てていくからどうしても男性になるという意味なんじゃないでしょうか。

(会長) 警察署とか、他の団体ですね。

(事務局) はい、そうですね。

(会長) 例えば所長っていうふうに、役職がある人たちが集まって、この防災会議を作っている、なのでもし女性を増やそうとしたら、その、所長が女性にならないと無理ということですね。

(副会長) そういう決まりがあるんですね。

(事務局) はい。災害対策基本法では、地方の指定する行政機関から選出されるものとなっていたりするので、名張市でいうと木津川上流河川事務所長であるとか、津の地方気象台の長であるとか、伊賀地域の防災事務所長、三重県の伊賀建設事務所の所長、警察署長、名張市役所の中の部長であるとか、そういったところが決められています。なので、大体そういう偉い方々は男性が多くて、その方々を女性に変えてくださいとは言えませんので、私どもができるところというところ、市職員の部長職の女性が増える、もしくは学識経験のある者、こちらの枠に三重防災コーディネーターで女性の方をご推薦いただくとか、あとは名張市の民生委員・児童委員協議会や人権擁護委員協議会からご選出いただく際に、女性の方に出いただくなど、出てほしいということで、指定で「長」とついていないもので、学識経験者などで出していただけのものがおられるようなら、できれば女性の方に、という願いをする形では可能なのですが、色々な、例えば近畿日本鉄道や三重交通、そういったところの長となると、性別関係なく所長さんに出てもらわないといけなくなっています。ただ、学識経験のある者、自主防災組織を構成するもの、というような区分から選ばれるということなので、地域づくりの代表者会議から選ばれたり、あとは名張消防団の女性部から出いただくとか、そういったところで配慮していただいております。

(会長) 女性委員は7名いるわけですね。

(事務局) はい、そうです。

(会長) それで、女性比率としては名張市は16%で、全国平均より高いということですね。高いとは言え、目標は30%です。

(事務局) はい。そこで満足せずに、できる限りのことはしていく所存です。ここの目標の取組計画、施策の内容のところに女性リーダーの養成、そして防災対策に関する会議に女性を増やすというような文言を書くと、どうしても、名張市防災会議委員という、この会議しか担当室が目標として出せる会議がないため、これになってしまうと聞いております。ただ、地域づくり組織というのが、地域にはたくさんあるのですが、その中には女性がたくさん参画をしていて、防災関係の会議や防災訓練であるとか、そういったところへの女性の参加は確実に増えている、ということも報告されています。ただ、この場で上げる数字としての把握までには至っていないというところなんです。ただ、副会長が仰ったように、物理的であるとか変えられないものを入れるかどうかは、考慮していく必要があると思います。

(副会長) そうですね。Bっていうのがあって、問題点などが明らかになっているのですから、功策を次に掲げてですね、ステップアップをしていくというのが、事務局の仕事ですね。

(事務局) そうですね。変えられるところで、どうやってあげていくかということですね。

(池田委員) それがないと、この項目は絶対不可能ですね。長ばっかりが出てるので。決まりに対応する委員ばかり出せないですよ。なので、ここはちょっと自己矛盾のような、あげたいんだけど、女性を出したいけれど人材がないとかね。早急にしないと、いつも農業や防災はずっと B だったんですよ。特に防災はいま白書でもどんどん言ってますし、みんな地域と、ちゃんと立てるとい、そういうところをですね。防災っていうのはすごく重要なことなので。こういう組織をどんどん作って行って、女性が入れるような組織を作っていけないと、このままだと毎年同じ状況になってしまいます。

(会長) それで、数値なんですけど、気になったのが、6 ページの市の男性職員の休業取得者数ですね、これは後期では目標が 4 人だったのが、実績は 19 人となっている。すごい実績だと思うのですが、これは喜ばしいことでしょうか。

(事務局) 男女にかかわらず、育児休業、育児に参画することはとても大切なことなので、喜ばしいと思っております。ただ、男女にかかわらず休みがとりやすい雰囲気づくりは大事だと思っておりますので、目標値はあくまで、誰が子どもを産むとかそんなことはわからないので、あくまで目安ということで、実際のところ私どもも 19 人という数字を見て驚きました。ただ、休みの長さ、育児休業の取得期間については個人差があるとは思っております。女性の場合は 1 年、2 年と長くとる方が多いのに比べて、男性は 1 年以上とられる方は少ないかと思っております。なので、取得期間についてはまだ問題かと感じております。

(会長) ではこれも、課題はみえているということですね。

(澤田委員) 一気に 19 人も、なぜ増えたのでしょうか。

(事務局) 産後パパ育休であるとか、制度が変わったり、人事なりが広報したり、そういうところで周知が効果的であったのかもしれませんが。

(澤田委員) 取得しても、マイナス評価にはしませんということですか。昔だったらそういうことがありましたよね。いまは取得しやすい状況というか、雰囲気というか、男性の中にもあるのでしょうか。

(事務局) 昔は取得しづらい状況があったかもしれませんがね。男性が 1 年以上休むと、昇給が延伸するというようなこともあったんですけども、いまはそれが、男性も女性もございません。それと、当市ではイクボス宣言というものをさせていただいておまして、市長が宣言するだけでなく、各部署の部長が宣言をして、働きやすい職場づくりを考えております。

(会長) 国家公務員は、育児休業取得率が男性で 80%以上ですよ。去年でしたかね、発表されましたよね。驚きました。いわゆる、みんなが本気になればいいということにはなるんですが、これは唯一目標をクリアしているけれども、これに喜ばずに、進めていただきたいですね。いま仰ったような、取得期間の短さの課題など。

それともうひとつ、一番下なんですけど、サービス相談窓口などの子育て支援に満足しているという人が、目標値は 71%で、成果は 55.6%と、低いですね。これは子育てに関わる人たちというのがすごく充実してしまっているけれども、なぜこれだけ低くなったのかという、この理由が知りたいです。

(事務局) 担当の保育幼稚園室に確認したところ、令和 6 年度は、終了したサービスもありませんし、サービスに対する苦情も少ない年であり、担当室としては保育サービスの低下はなかったと考えているとのことでした。逆に、今年度からにはなりますが、令和 7 年 4 月から新しく始まった保育サービスがあったり、質は向上していると捉えています。その中で考えられる要因としては、名張市は、市内で子どもを産める産科が令和 7 年 1 月でなくなってしまいました。そこで、この質問を見た時に、回答者としては、子育て云々よりもまず産科がないことを問題として捉えられているのではないかと、予測していると担当室は回答しています。

(会長) よくわかりました。産科がないのは、大きな問題ですね。

(事務局) はい、当市のとても大きな課題です。

(会長) あとは、どうでしょうか。

(澤田委員) 8 ページのところ、健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合が 8 割というのは、大したものですね。幸せだと思っている人が多いということですね。いま、市役所 1 階のロビーで、外国の方が、名張市に来た感想を書いて掲示してあるじゃないですか。

(事務局) はい。いま、多文化共生展示会を開催しております。

(澤田委員) あれはおもしろいですね、結構、名張の良いところを書いていますよね。家族を名張のここに連れて行きたいとか。とてもいいと思いました。

(事務局) ありがとうございます。脱線して申し訳ないのですが、多文化共生展示会は 10 月末まで行っております。名張市にお住いの外国人住民の、母国の食べ物だったり、民族衣装などを展示しておりますので、ぜひ、お帰りの前にお立ちよりいただくと嬉しいです。

(会長) 続けます。これは残念なのですが、男女共同参画条例の認知度が9.8%ですね。これは、ちょっと問題ですね。目標が40%に対して、9.8%しかない。

(事務局) はい、こちらについても重要な課題だと受け止めております。

(会長) では、資料の、施策の実施状況についてはたくさん意見が出ましたが、後はいかがでしょうか。

(川岡委員) 少しよろしいでしょうか。先ほど仰っていただいた産科の件です。去年もこちらで話題になりましたが、それが原因ではないかという、いまの状況ですけれども。それで、はっきりとは分からないけれども、子どもの数と言いますか、出生数が気になって気になって、どんどん減っていますので。昨年度生まれた子どもの数は、一気に下がりましたよね。それに輪をかけて産科がなくなったら、去年の数は公表されているけれども、今年は一体どうなるんだろうと思って。北川市長が、産科がなくなった時にすぐに仰っていただいたのが、色んなところとすぐに連携支援をしていくとお話ししてくださいました。出産の事前登録をしてもらったりとか、遠方へ出産に行く場合は交通費の支援をするだとか、どうしようもない場合は救急車の要請で遠くの産院へいきます、みたいなことも仰っていただいています。ここで聞くことではないかもしれませんが、その状況はどうなのでしょう。

(事務局) 仰っていただいているのは、タクシーを使って病院に行くとか、そういうことですね。具体的な数字は持たないのですが、そんなに多くなかったように思います。

(川岡委員) ではもう、それぞれの家庭でなんとかしているということですか、それは大変なことです。うちなんかは田舎なので、息子や娘はみんな家を出てしまって、里帰り出産で、娘や息子のお嫁さんが帰ってくるんです。それで、産院がないので、奈良に行ったり、伊賀市に行ったりするんですが、本当に、奈良まで送ってる途中で何かあったらどうしようって、そんな感じでした。私はやっぱり、市に関らせていただいている以上、そんな文句ばかりで終わらせないでと思ったり、色々思うところがあります。

(事務局) 伊賀市も、産院は1件ですね。

(川岡委員) 1件しかありません。とても残念です。

(会長) それも、次の計画なんかで、産科の在り方みたいなものが大きな問題になりますでしょうか。

(事務局) それは、福祉子ども部のほうで作っていくことになると思います。

(会長) まあしかし、子育てでも産科がないとね。

(事務局) なにかその、うまく言葉的に入れていけるものがあれば。直接、ピンポイントで男女共同参画計画に入れるのは違うかなと思っています。

(副会長) ピンポイントではふさわしくないかもしれませんが、男女共同参画は人口減少に対することに、とても関係しています。女性が住みやすい、男性も住みやすい、男女共同参画が高まれば高まるほど、社会的、自然減少は解消するのではないかと思うので、ぜひ自然減少に関連する、産科の項目を入れていただけたらと思います。社会減少に関しても、男女共同参画が高まることによって、働きやすい、暮らしやすいとか、絶対にあると思うので、そこはもう関連性を持って作っていただきたいです。

(池田委員) 3年くらい前に、同じような意見を求められたことがあるんですよ。市民病院が産科を引き受けないということで、私、ちょっと文章を書いたんです。これこそが一番大事な問題なので、例えば、特別な配慮でもいいので、あそこの看板に産婦人科ってありましたよね、まだ産科って書いてある。

(事務局) 武田産婦人科さんですか、そうですね。

(池田委員) いまはまだ産婦人科って書いてあるんですよ、でも、産科はしないんですよ。

(事務局) はい、婦人科だけです。

(池田委員) そうでしょう、ぜんぶ婦人科なんですよ。結局、危険を伴うから、産科をやると経営的にも赤字になったり、常時待機しなければいけなかったり、やっぱりそこが一番問題ではないかと書いた覚えがあります。それから何も、こういう流れで対応されていないというのは、子どもが産まれてこない、市は繁栄しない歴史があります。特別な配慮でも、ぜひしてほしいところではあります。産婦人科ができる医師を誘致するとかね。タクシーで産科に行くとか、大変ですよ。まあ、いまそれを思い出しましたので言わせていただきましたが、とにかく危機的だと思います。これだけの規模の市に、産婦人科がないというのはね。

(会長) それでは、次の議題に進みます。言い足りないという方は、後ほど聞かせていただけたらと思います。それでは、議事の2番、調査結果の報告をお願いします

【事務局説明】

(2) 「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「男女共同参画に関する事業所調査」の結果報告について **【資料 2-1、2-2、2-3】**

(会長) 議事の2は主に、資料2-3ですね、これは調査結果をまとめていただいた概要ですね。これの2-3の1は、男女共同参画意識の確立ということで、データからはやっぱり、男女共同参画推進条例の認知度が一割未満ということですね。これは問題ですね。

2ページ目はあらゆる分野における男女共同参画の推進ということで、これは、ここは何が問題なんでしょう。少ない理由は、これも今まで言われているようなことなんですけど、これは前に比べてどうだったかという比較がないですね。PTA会長や自治会長などの役職に、女性の方はあなた自身が、男性の方はあなたの妻など身近な女性が推薦された場合、断る・断ることを薦めるの割合が53.1%。

(西岡委員) やっぱり、うちも、妻にあれこれ薦めても、やりたがりません。

(会長) 嫌がりますか。

(池田委員) 奥さんが嫌がるんですか。

(西岡委員) 嫌がります。妻自身がわかっていないということもあるかと思いますが、その場に入らせて、いきなり言ってみたところで、やっぱり馴染めないようです。

(会長) 西岡委員のグループの方々に、そういう話をされたことはありますか。

(西岡委員) 話そうとしても、女性の方は敬遠されますね。田舎だからかもしれませんが。

(会長) 少ない理由は、为什么呢。

(西岡委員) そういうのは、男性がやるものだという固定観念が強いのかもかもしれません。

(池田委員) それは、地域によっても変わりますでしょうか。

(西岡委員) 多少は変わるかもしれません。うちは国津地区で田舎なので、なかなかそういうところに関心を持ってくれる方が少ないですね。

(会長) 田舎こそ、共同参画したほうが楽しいんですけどね。

(西岡委員) それをもうちょっと、役所さんから動いていただけたらとは思いますがね。なかなかそう、うちだけで、当事者だけでやるというのは難しいところがあります。

(会長) そうですね。澤田委員はどう思われますか。

(澤田委員) そうですね。地域でね、私も市民センターとかによく行ってるんですが、大概の催しの参加者は、女性なんです。歴史分野でも、健康分野でも。でも、会長とかはちょっとってというのが、なんとなくそういう雰囲気になってますよね。確かに、自治会の会長になったら、昼も夜もなくなります。私もやったことがあるんですが、夜に電話がかかってくるんですよ。市の方、公務員の方は自宅に苦情はかかってこないでしょう。

(事務局) 直接はないですね。

(澤田委員) そうですね。でも、自治会の会長になったら、こちらからしたらしょうのないことでも、電話がかかってくる。犬がどこかへ行ってしまったとか、そういう細かいことから、どんどん重なっていったら、家の中で夫婦喧嘩になるんですよ。なんでこんなの引き受けたの、とか言ってね。市民が自己解決してくれたらいいですけど、どうしても一番頼れるのは、自治会長。自治会長に回ってくるんですよ。その名簿を把握している市にもいくと思うんですけど、自治会長を、どうしていくかとうことは全国でも問題になっていると思うんです。昔は、私が知っている限りでは、まちというか、自治会というのはなかったんですが、戦争の時に自治会を作ったら、なにかと、戦争の命令、指令を言いやすいから作ったという話を聞きました。そして、戦争が終わったら、軍隊も終わったけれども、不思議と自治会だけが残ったんです。ということは、おそらく、私の予想ですけども、市や県が使いやすかったのではないかと思います。

(会長) それはしかし、戦後 80 年の歴史でしょう。指令でそういう自治体活動ができて、仕方ないなという形になったけれども、最近の若い人は全然、自治会なんかいかない。そしていま、なり手がなくて、熱意のある人だけがやっていて、それに皆さんが嫌だな、うるさいなと言いつつもやっているといるという形ですね。最近のうちも、自治会活動をやっていたんですけど、行政の配布物がすごく来るんです。回覧はね、もう、肩が痛いくらい。

(副会長) 最近は減りましたが、そうですね。

(会長) 国勢調査もでしょう。なんで国勢調査なんてせなあかんねんとか言われたりして、大変です。

(澤田委員) そうですね。

(会長) それからですね、名張市の自治会活動は、誰もが参加しやすいような自治会活動とは何かということをおね、ここに書いてほしいですよ。私たちも考えます。例えば、女性も参画しやすい、それから、自治会に入ったら楽しい。上意下達はないというようなことを実践する中で、女性を参画させるべきかと思っています。

(澤田委員) 若い人は回覧よりも、SMSメールで送ってほしい、回覧はいらないと、うちの自治会では言ってきました。いまやってくれている会長がそういう人なので、それなら回覧はやめようと、メールで来るようになりましたね。

(西岡委員) うちはまだ、高齢者ばかりですので、メールは難しいですね。

(澤田委員) それとですね、市への苦情になりますが、市から何かあれば、まちづくり協議会にきます。この仕事だったら、まちづくり協議会に下ろして、ちょっとやってもらおうという傾向があるのではないのでしょうか、すべての分野で。だから、大変ですよ。

(西岡委員) 大変です。

(澤田委員) 私は公共バスの運営のことにも関わっているんですが、あれも、私たちまちづくり協議会の担当に言ってくるわけです、ああしろこうしろと。考えたら、可哀想です。市からね、仕事が下りてくるんですよ。

(副会長) それは、それを仕事と思わず、地域のためと思うその気持ち、改革が必要かと私は思います。私も以前、PTAの会長をしていました。その時はまだ、いまより10歳も若かったので、なんだこの小娘はくらいに周りから思われて、でもやっぱり、ただ「長」と付いているだけで、市民の一員ですと。まあみんなで作ったらいいと。その代表の長となっているのは、代表的な仕事、仕事と言うか、市との関りとかがある時にやっているだけ、という説明と意識改革をみんなにしてもらっていい。昔を生きてきたわけじゃないので、細かいことはわかりませんが、戦後の大河ドラマとか、朝の連続ドラマとかを見て学んできたことですが、やっぱり、女性はこういう生活が、日本ではふさわしいというところからきているんだと思います。その意識が、ずっと残っているところを強く、あえて、心強く意識改革をするという気持ちで生活しなければならないと思います。

(池田委員) そうですね。奈良県でもね、私は市老連っていう、生駒市老人連合でという組織に入っていますが、上の役職はみんな男性です。女性の副会長が一人いますが、10年選手なんです。もう、辞められないですよ、中身が彼女にしかわからないから。でもずっと副会長をやってくれていて、会長だけが3年ごとに変わるんです。そこが、つけどころです。自治会なんかには少しずつ、女性も一緒にやるという風を入れていかないと、実際、奈良県では言ってるんですけどね。いま副会長をやっている人が奈良の委員にもなっていて、実は、男女共同参画は、やろうとしているんですけどね…って、言っはくれるんですが、そこで終わるんです。で、ぜんぶ男性です。だから、自治会はいっぱいあるんですけどね、大体は、まず会長は東西南北いっぱいあって、女性は一人だけいるんですが、あとはみんな男性です。副会長は、ちらほら女性がいるんですけども、その体制がなんとか変わらないかなといつも思います。そうすると、ぱっと解決します。

(会長) 一つの方法として、代表をペアにするんです。男性と女性とを必ずペアにする。

(副会長) いいかもしれないですね。

(会長) ドイツなんかでは、政党の代表が、男性と女性をペアにすること主流になっています。そうしたら、自治会も、男女でペアの自治会をやってみる。きっと、すごく楽しくなりますよ。

(池田委員) でもやっぱり、お役所仕事のなんですよ、自治会長というのは。だから結局、色んな書類を市に出したり、やらなきゃいけないから、女性はみんな敬遠するんですよ。

(澤田委員) 細かいところに、気をつけないといけないでしょう。誰に連絡するとか。ああいうのは、70歳を超えると忘れてしまいますね。そういうことがない会長がやらないといけないでしょう。うちの自治会長は、75か、70だったかな、それ以上の方は免除になっています。

(西岡委員) いいですね。うちは免除は難しいです。

(副会長) 地域によって、難しいところはあるでしょうね。

(会長) まちづくり協議会でも、そういう提案をしていただけたらいいですね。

(澤田委員) まちづくり協議会はものすごく、市長に頼りにされているでしょう。

(西岡委員) そうですね。毎年、少ない財源の中で提案していかないとけない。

(澤田委員) こんな財源でできるかって一回、跳ね返してみてもどうでしょうか。誰かが一度それをやれば、わかっていただけるかもしれませんね。

(会長) ちょっとすみません。3ページ、ワークライフバランスの推進では、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場の環境づくりの推進、これは56%と最も高い、経済的な支援の充実は36.1%、それから、フレックスタイム制の柔軟な働き方の導入が31.9%となっていますね。フレックスタイムをしてる会社は、名張にはあるのでしょうか。

(事務局) はっきりした数は不明ですが、あります。

(会長) あるんですね。杉岡副会長は、会社を経営されていますよね。フレックスタイムを

会社に導入したら、女性はどうか。

(副会長) うちには本当に少人数の会社で、その中で全員が女性なんです。いま、妊婦さんもいて、体調に合わせて早めに帰られたりしています。

(会長) 調査を読んでいると、規模の小さい会社で、そんなことに気が回らないと、そういうところがありますよね。人員確保ができない。

(西岡委員) 特に、製造業とかは難しいですね、事務系だったらまだしも。そこがフレックス制の難しいところです。

(副会長) 製造業は本当に、例えば、外国籍の人とか、短期間や短時間とか、派遣とかですね。いま技能実習生もいますので、単価が高くても、短期間、短時間で雇っています。

(事務局) 名張のアンケートの 34 ページには、フレックスタイム制度の導入をしているところが 54%と出ていますので、63 社のうちの 54%なので、やはり 30 社以上は導入されているかと思います。先ほど副会長が言われたように、派遣を利用されるなど、そういう形で。

(会長) そこら辺への市からのアプローチというのは、しているわけですね。人権なり、男女共同参画なり。

(事務局) はい、後は商工経済室などです。

(会長) フレックスタイムを導入することによって、女性が自立しやすくなる。ここら辺もやっぱり、効果的な P R をするべきですね。続いて、家庭と社会活動の両立支援は、これはどうなんでしょうか。したほうがいいけれども、何もしていない、仕事が忙しくて余裕がない、どんな活動があるかよくわからない、これが 26.3%ですね。どんな活動があるのかよくわからないというのが 26.3%あるということは、どんな活動をしているのかアピールすれば、若干、数字が上がるはずですが、効果的なアピールの仕方ですが、男女共同参画つうしん、これはどうでしょう。発行部数はいかがですか。

(事務局) いまは横ばいです。まずは同じところに届けて、皆さんに知っていただくということ。それと、今はホームページを見ていただく方も多いので、必ずそちらにはアップさせていただいています。また、名張市公式 L I N E もございますので、定期的は難しいのですが、男女共同参画週間などのタイミングで、できるだけそちらでも P R させていただきたいと考えております。

(会長) 例えば、どんな活動があるのかよくわからないというのは、楽しかったら行くとか、

興味があったら行くとかいうようなイベントもあるわけですよね。こういうものは、男女共同参画つうしんに載せたいようなものが、LINEでも見れるようになっているのですか。

(事務局) 担当の広報シティプロモーション推進室に依頼をすれば、LINEに掲載されるようになっています。

(副会長) 幼稚園とか、保育園とか、そういったところには配布されているのですか。

(川岡委員) すべて配布しています。学校や、幼稚園、保育園、各市民センター、市内の大型店舗などです。

(会長) 反応はどうか。

(川岡委員) 昨年度から、ウェブやメールでのアンケート回答の受付を始めたのですが、紙面で配布していた時よりも、回答率は増えました。

(会長) なるほど。

(事務局) そちらのつうしんには、できるだけ、市が伝えたいけれども伝えられないことを、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど、その認知度がかなり低いんです。前よりは少し上がったんですが、その低いところを部分をどうわかっていただくか、知っていただきたいところはたくさんありますので、そこは、名張市男女共同参画センター、名張市人権センターと相談しながら、紙面づくりをしているところです。

(川岡委員) そうやって市と連携して、また2月に講座をさせていただきます。

(会長) わかりました。では次は、5ページ。生涯にわたる健康の確保ということで、これもどうでしょうか。夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという考え方、どちらかと言えば、反対の割合が41.3%、28.8%、反対の割合が20.2%。男女雇用機会均等法は認知度が高いけれども、名張市推進条例は9.8%と低い。DVもまあまあ高いですね、ワークライフバランス36.0%、リプロダクティブヘルス/ライツ3.8%、ジェンダーは65.6%、LGBTQは42.5%、性自認、ソジ、私もなかなか、しっかり言えません。これを調査するんだったら、説明を入れておいた方がいいですね。性自認なんかは、なかなか説明しづらいと思いますが、注釈をしておけば、知らない人でも読むのですね。

それと、6ページはあらゆる暴力の根絶、これは昔ながらの、自分にも悪いところがあると思ったと自分で納得して、収めてしまうんですね。これ、警察の情報がダントツに多かったと思うのですが、違いましたかね。

(事務局) 知っているものはどれですかという質問ですね。相談できる場所の中で、知っているものはどれですかという質問で、警察が一番多くて、7割です。

(池田委員) なんページですか。

(事務局) これは、資料 2-1 の 121 ページになります。相談した場所については 119 ページ、その 1 ページ前で、警察は、友人・知人・家族と比べて低くなっています。

(会長) 知人友人に相談したり、家族や親せきに相談するけれども、本当は警察へというようには、思っていないのでしょうかね。

(事務局) 法的な相談機関もありますということは、啓発していきたいと思います。

(会長) 相談件数でも、やっぱり 40%ほどはDV関係ですね。

(事務局) はい、女性相談室の相談の約 40%がDV関係です。例年よりちょっと下がってきてるんですが、38.5%ということで、資料 4-1 に記載してございます。相談件数自体も、年々、若干減ってきています。コロナ禍の時は増えたんですが、今は落ち着いてきています。女性弁護士相談や男性のための相談や、メンタルヘルス相談も少なくなってきたんですが、それは、相談できる場が不要というわけではなくて、私たちは必要な人たちに、まずは周知、届けられるように啓発していかなければならないと思っています。

(会長) データで見せるというのは、いいですね。相談件数であったり、DV の発生件数だったり。ちゃんとそれを資料の中に入れて、案を作っていただきたいですね。

(事務局) わかりました。

(会長) 7 ページは事業所調査結果からみた課題です。なにかありますか。これも、少し読ませていただくと、本当に、小さな事業所は大変ですと。最低賃金も上がったし、大変なことはよくわかりますが、そこでどのようにすればサポートできるか、というところですね。

(副会長) どうですかね。色んな事業所さんとお会いさせていただいて、管理職の方々が男性であるという中で接していると、配慮の意識はあるんだけど、話す言葉の細かいところに、やっぱり配慮できてないところがあるというか、表現が盛り込まれるところがあるのと感じます。例えば、細かなところでいうと、保育所とか幼稚園で、子どもが病気で呼ばれてしまう。女性からすると、子育て中、働きたいけれども、呼ばれるから迎えに行くだけです。でも、男性の管理職の方々は、「女の人はない、子どもがいたら、保育園幼稚園に呼ばれたら、仕事を投げ出して行ってしまふから」という表現をする方も、中にはいらっ

しゃいます。そういう方々が、まだまだいらっしゃいます。なので、抜けられると困るとい
う、そこをどうするかですね。

(会長) 女性従業員は家庭の都合ですぐ休んでしまうと、調査にも、35.2%とあります、多
いですね。そして、安全などに配慮しなければならない、これが27.5%。安全面に配慮とい
うのは、これは男性にも女性にも非常に大切なことであって、なにも女の人がいるから安全
しないといけない、ということではないですね。休み、保育体制が問題ですね。

(副会長) 別に、女性が子どもを見ないといけないわけではなく、男性がお迎えにいても
いいはずです。

(池田委員) そういうことですね。

(川岡委員) ここの項目が、おかしいなって思うんです。事業所調査結果からみた課題の、
女性従業員の能力活用における課題、ですよ。一つめが、家事・子育て・介護など家庭の
事情で休むことが多いというのは、課題じゃなくて、実態です。その実態に対して、会社
が、どんな制度や仕組みを作ればいいのか、それが課題ですよ。多いというのは実態であっ
て、もう仕方ない事情であるということです。家庭によっては、例えば、子どもを預かる時
に、この曜日はお父さんに電話してください、この曜日はおばあちゃんへ、病気の時はこう、
事故の時はこうなど、連絡先を細かく指定して書いてくださる家庭も結構あるんです。だか
ら、それぞれの家庭で決められているので、まあそれはここには直接は関係ないのですが、
実態は実態であって、その実態に伴って、どんな制度や仕組みを作るかということが、その
会社の課題です。

(会長) それからですね、そういう努力をしている事業体に補助をすとか、サポート体制
というのは国でも何か考えているのではないのでしょうか。

(事務局) 補助制度はあるかとは思いますが、なかなかわかりにくいところもある
かもしれません。ただ、ある部分、できたら商工経済室から事業所さんへ通知が行くかと思
います。

(会長) 例えばね、その企業に人権課が、こんなのありますよ、こういう制度ができました
よと、男女共同参画では、こんなふうにしたらこういうメリットがありますよと、忙しい中
小企業の人たちに教えるというか、PRしていかないといけないですね。

(事務局) そうですね、イクボス宣言なばりに加盟していただいている企業には、研修会
あるとか、制度が変わった際にはご案内を、メールを登録されている企業さんにはメールで、
それ以外のところには郵送でPRさせていただくこともございます。

(副会長) 想像するにですが、人手が足りていないところに研修会に来てと言っても、なかなか難しい、矛盾していると思うので、やはり、事業所側が嬉しい情報というのは、人手がないところに、補充ができる、金銭面なのか、人なのか、そういうところのメリットなのかと思います、ほしい情報というのは。

(事務局) そうですね、そういう制度ができましたとか、そういう情報ですね。

(会長) そうですね、研修会に来てというだけでは難しいですね。

(事務局) 仰る通りです。勉強になります。川岡委員からお示しいただいた、実態と課題についても、次回の調査で気を付けたいところをごさいますして、参考にさせていただきます。

(池田委員) なのでこれは、いま読んでいるところはぜんぶ実態なわけですね。

(事務局) そうですね。

(池田委員) 逆に言えば、課題を実態に書き換えたらどうでしょう。

(事務局) そうですね。しかし、この書き方もどうかということもご提案いただきましたので、その部分を検討させていただきたいです。

(会長) では、8 ページは、ここもそうですね。家庭生活と社会活動の両立支援、これも、中小企業では制度を整備すること自体が難しいとうことがありますね。代替要員の確保が一番ほしいということです。休業期間中の賃金保障、これは、育休を取った場合の賃金保証はあるはずですよ。国が出してるはずなんです、色々、やることがいっぱいあります。あらゆる暴力の根絶は、78.0%が取り組んでいるとなっている。現場でセクハラを受けました、パワハラを受けましたと、相談窓口で相談しにくい人はいますよね。それはやっぱり、中間の、行政なりの、窓口対応なりで、仕組みを紹介するとかね。事業所側に作りなさいというだけではなくて、それをサポートしていくようなシステムが必要です。

(会長) それでは、案ですね。去年、実態調査をしていただいて、調査結果がこの資料のとおり出ていて、これの数値目標も含みながら、新しい第3次計画策定への、第1回目の意見ということで、聞きたいと思います。説明をお願いします。

【事務局説明】

(3) 第3次名張市男女共同参画基本計画(案)の策定について【資料3-1、3-2】

(事務局) すみません、皆さまがお手元にお持ちいただいている資料を配布するのが、修正

前の資料をお配りしているかもしれません。第4章の4の4、いま保田が申し上げたところ
でございまして、配布の資料には女性という言葉が入っているかもしれませんが、消してい
ただければと思います。

(会長) いえいえ、これはですね、困難な問題を抱える女性への支援というのは、去年の6
月に制定された、女性困難支援法、困難なというのはいわゆる売春だとか、本当に、犯罪組
織となったり、そういうすごく昔からの婦人売春法の流れを、そこだけにしてるのではなく
て、男女共同参画、自立支援の立場からもアプローチしようという新しい法律なので、こ
の4の趣旨はわかるのですが、困難支援法ですよというのは、これは、法律で作りなさいと
いうことですよ。

(事務局) はい、それを踏まえて、努力目標として国からは作りなさいと言われているので
すが、新しい第3次計画では、この4の4のところをそれに当てはめた計画ということで
実施していきたいと考えております。

(会長) そういうことを書いておかないといけませんね。

(事務局) はい、またその中には、他のところ、女性活躍推進法に関する計画や、色々な計画
の合わさったものになるかと思っておりますので、その部分はまた記載させていただきたいと
思います。

(会長) 困難支援法が新しくなったことによって、警察との連携、保護施設との連携、そう
いうのをスムーズにやるということが要求されます。そういうことを入れていただきたい
です。

(事務局) 承知しました。ですので、今回はその部分、困難な問題を抱えるの部分が新し
く加わったところです。あと、もう一つは保田が最後に言いました評価の仕方について、
一番最初にご審議いただきましたが、事務局で考えていたのは、各担当で、A B C D Eの5段
階で、まあ3段階にするか5段階にするかは別として、やはり実績についての評価をしな
いといけないと考えております。あとは、去年、県のダイバーシティ社会推進課の課長様か
らご意見をいただいていたのですが、三重県の男女共同参画の評価は、A B Cなどのラン
クを付ける評価はしておらず、実績だけを列挙するという評価方式になっております。そう
いう評価方法もあるということでご提案をいただきました。ですので、事務局としてはやは
り実績を、各担当室で実績評価を5段階もしくは3段階で評価をしてはどうかと考えてお
ります。その部分についても、ご協議いただけると幸いです。その他、追記などまたご意
見いただけたらと思います。

(会長) 配慮から実績へ、じゃないけど、わかりやすくなるといいですね。

(事務局) 事務局の中でも言っていたのですが、十分に配慮した、男女共同参画の視点で取り組んでいる、ただ成果が上がらなかった。それでもAになる、これはどうなんだろうということ。

(池田委員) その点は、一番最初に思いました。なぜ、ぜんぶAなのか。ただ、さっき言ったように評価が甘いとか、Aのはずはないと思うんですけどもね、現実的に。そこは、次は変えてほしいですね。ぜんぶAはあり得ません。Bだったら喜ぶくらいです。

(会長) では、次にいきます。資料の3-1が、施策に向けてのスケジュールですね。

(事務局) ロードマップのようなものです。

(会長) 今日が、2025年10月の第1回男女共同参画推進審議会ということで、2024年進捗状況確認、市民意識調査及び事業所調査の結果報告、計画案についての検討、ということになります。2、3月に担当部局を回って、第2回の男女共同参画推進審議会が、一応3月くらいに行われるということですね。そこでも素案が、かなり具体的になるということですね、いま仰っていただいた評価方法など。そして、来年の5月から8月にもう一度審議会があって、パブリックコメントがあって、修正があって、合意、報告があって、こういう形になるということで、楽しみです。30年後の名張市はどうなっているか。

(事務局) 子どもが増えていますよ、というふうに言ってみたいです。

(澤田委員) 世の中にも、徐々に浸透してきていますよね。小さい子どもも、そういう意識を持っているような。今年の夏休みに、小学校1年から6年の宿題を見まして、名張のことを教えようと思ひまして、それで雑談したら、彼らは結構、男女共同参画の意識を持っていました。先生に教えてもらったのって聞いても、別にそうではないと。テレビかときいても、テレビも見ないし、それでも、世の中の動きを敏感に感じているようです。自分が小学生の時とは、ずいぶんと違います。

(西岡委員) スマホを触ってるから、おそらくそれが大きいでしょうね。情報を得やすい。

(会長) でも、面白いですね。スマホの使用時間を2時間以内にするというのは。

(事務局) 愛知県の、豊明市の条例ですね。

(会長) 2時間が多いのか、少ないのか、自分を振り返ることができるから、非常に面白いですね。

(池田委員) ちょっと確認していいですか。保田さんがさっき言われた4章の、4-4ですね。困難な問題を抱える女性への支援というところは、男女問わずにということが含まれていると仰っていただきましたが、女性困難援助法とかそういうのがあると、やはり女性という文言は入れたほうがいいと思います。中身をどのように配合するかということで、取ると取らないとでは、全然違います。

(事務局) 法が要請している部分でもありますから、それに答える形にして、実際のメニューとして男も女もそういう社会、仕組みを作っていくんだという、筋書きですかね。

(池田委員) 筋書きはやはり、どうしてもそうなんです。この審議会も、いまどんどん頑張ってきて、2対6ですか、男性2人と、女性が6人。これはやっぱり、今は理想、越えてるかもしれませんがけれども、男性女性の幸せみたいなことをね、そういうものは、女性が苦しい時に集中支援してきましたけども、今は男女ということでね、もうちょっと表にしていくべきで、出てきてるので。ここの審議会だってもうちょっと男性委員がほしいですよ、私の感想ですが。

(事務局) すみません、本日も欠席されている委員が、男性女性1名ずつです。

(池田委員) ああ、そうなんです。では、8人中、男性3名で、女性5名ですね。

(事務局) そうですね、充て職の方ですが。男性は、県の充て職の方です。

(池田委員) それだったらいいんですけどね、2対6ではね。この場もやっぱり、男女でやってね、色んな男性の意見も入れていかないと、大きな目標にならないと思ひまして。

(事務局) 大事なことです。

(会長) 半々になったらいいですね。

(池田委員) 極端に言ったら、半々で、ここでぶちまけてもらうみたいなね、現実を。そういう場になったらいいなと思います。

【事務局説明】

(4) その他【資料4-1、4-2】

(会長) 資料4-1と、資料4-2は、相談件数ですね。これには、DV比率が載っていますね。それと、令和7年度の事業計画。

(事務局) この7年度の事業計画で、特にお伝えしたいことを申し上げます。別添のチラシを、オレンジのものとカラーのものと2枚お配りさせていただいておりますが、これが資料4-2の7番、男女共同参画センター事業として、センター単独で実施する事業となっております。どちらも性教育に関する内容になっておりまして、オレンジ色のチラシの方は「大人のための性教育グループトーク」、これは年3回予定しておりまして、第1回は、何度も学びたい内容であるとか、勉強になったなど、大変ご好評をいただきました。ちょうど明日、第2回目が開催されます。もうひとつの方は、10月25日に開催されるのですが、どちらも、現代の子どもの取り巻く状況を皆さんに学んでいただいて、親として、地域の大人として、子どもさんを守れる人を増やしたい、そういう人が多くなったらいいなという思いから、企画しております。上の三つが新規事業になっております、男女共同参画センターが頑張っております。宜しければご参加ください。

(会長) つうしんは、発行部数は伸びているということですかね。つうしんなんかをもっと活用して、色んな方法を通じて、こんなことをやっていますと広げていってほしいですね。

(事務局) ありがとうございます。事務局から2点、報告がございます。本日の報酬等のお支払いに関して、口座やマイナンバーなどに変更があった方は、後ほど教えていただきたいです。もう1点は、この男女共同参画審議会委員の現在の任期が、5月10日までとなっております。任期は2年間となっております、令和6年の5月から、来年の5月10日までとなっております。当市としましては、今年度と来年度で、新しい第三次の基本計画を策定していきたいと考えております。そのため、できましたら、任期満了を迎えた後も引き続き、お引き受けいただけると幸いに思います。また、改めてご依頼させていただきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。これをもちまして、第1回名張市男女共同参画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

16時07分終了